

令和2年瀬戸市議会3月定例会提出予定議案等の概要

1 条例及び単行議案関係

第1号議案	瀬戸市クラウドファンディング活用事業支援基金条例の制定について
担当課・係名	政策推進課 政策係
1 条例制定の理由	<p>民間事業者がクラウドファンディングを活用して実施するまちづくりの推進に資する事業を支援するため、瀬戸市クラウドファンディング活用事業支援基金を設置することとし、当該設置に当たり必要な事項を定めるため、条例を制定するもの</p>
2 条例制定の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>ア 基金として積み立てる額は、毎会計年度予算で定める。</p> <p>※ 令和元年度積立額（予定） 2千万円（うち1千万円は、一般財団法人民間都市開発推進機構からの拠出金。）</p> <p>イ 基金は、民間事業者がクラウドファンディングを活用して実施するまちづくりの推進に資する事業の財源に充てる場合に限り処分することができる。</p> <p>※ 制度の仕組み（予定） クラウドファンディングの調達目標額の1/2を達成できた場合、目標額の不足分を補填する。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を規定し、施行期日を公布の日とする。</p>
3 条例制定に係る根拠法令	地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条
4 条例制定に伴う影響、効果等	<p>民間事業者がクラウドファンディングを活用して実施するまちづくり事業への支援を行うことが可能となり、まちの活性化につながることを期待できるもの。</p>

第2号議案	瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
担当課・係名	人事課 人事給与係
1 条例改正の理由	フルタイム会計年度任用職員の公務災害補償等について規定するため、条例中所需の事項を改正するもの
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>フルタイム会計年度任用職員の補償基礎額について、常勤職員と同様、平均給与額の例により定める額とすることを規定する。</p> <p>※ 地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入される。そのうちフルタイム会計年度任用職員については、常勤職員と同様、給料が支給される職員となるが、非常勤の職員の公務災害補償等の算定に用いる補償基礎額について、給料を支給される職員についての規定がないことから、新たに規定する必要が生じたもの。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>令和2年4月1日</p>
3 条例改正に係る根拠法令	<p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2</p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条</p> <p>(3) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条</p>

第3号議案	瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について										
担当課・係名	人事課 人事給与係										
1 条例改正の理由	令和元年8月7日付けの人事院勧告の内容等を考慮し、瀬戸市議会の議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例中所需の事項を改正するもの										
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>期末手当の支給割合を次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1.675月分</td> <td>1.725月分(0.05月分増) (現行1.675月分)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度 以降</td> <td>1.7月分(0.025月分増) (現行1.675月分)</td> <td>1.7月分(0.025月分増) (現行1.675月分)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日(令和元年12月1日から適用)又は令和2年4月1日とし、所需の経過措置を設ける。</p>		年度	6月	12月	令和元年度	1.675月分	1.725月分(0.05月分増) (現行1.675月分)	令和2年度 以降	1.7月分(0.025月分増) (現行1.675月分)	1.7月分(0.025月分増) (現行1.675月分)
年度	6月	12月									
令和元年度	1.675月分	1.725月分(0.05月分増) (現行1.675月分)									
令和2年度 以降	1.7月分(0.025月分増) (現行1.675月分)	1.7月分(0.025月分増) (現行1.675月分)									
3 条例改正に係る根拠法令	地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条										
4 条例改正に伴う影響、効果等	議長の年収が39,803円、副議長の年収が34,873円、委員長の年収が33,423円、副委員長の年収が33,060円、議員の年収が32,698円増額となるもの。										

第4号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について										
担当課・係名	人事課 人事給与係										
1	<p>条例改正の理由</p> <p>令和元年8月7日付けの人事院勧告の内容等を考慮し、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、条例中所要の事項を改正するもの</p>										
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>期末手当の支給割合を次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1.675月分</td> <td>1.725月分(0.05月分増) (現行1.675月分)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度 以降</td> <td>1.7月分(0.025月分増) (現行1.675月分)</td> <td>1.7月分(0.025月分増) (現行1.675月分)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日(令和元年12月1日から適用)又は令和2年4月1日とし、所要の経過措置を設ける。</p>		年度	6月	12月	令和元年度	1.675月分	1.725月分(0.05月分増) (現行1.675月分)	令和2年度 以降	1.7月分(0.025月分増) (現行1.675月分)	1.7月分(0.025月分増) (現行1.675月分)
年度	6月	12月									
令和元年度	1.675月分	1.725月分(0.05月分増) (現行1.675月分)									
令和2年度 以降	1.7月分(0.025月分増) (現行1.675月分)	1.7月分(0.025月分増) (現行1.675月分)									
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条</p>										
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>市長の年収が75,300円、副市長の年収が61,800円及び教育長の年収が54,900円増額となるもの。</p>										

第5号議案	瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
担当課・係名	生活安全課 生活係
1 条例改正の理由	民法の一部改正による債権関係の規定の見直し等に伴い、条例中 所要の事項を改正するもの
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>ア 連帯保証人の廃止 入居手続時に連帯保証人の設定を不要とする。</p> <p>イ 敷金による弁済 入居者が家賃等を支払わない場合に、市は敷金をその弁済に充てることができることを明記する。</p> <p>ウ 修繕費用の見直し 市営住宅の修繕費用の負担に関する規定を明記する。</p> <p>エ 法定利率の適用 不正入居者に対する明渡し時の利息の適用利率を、「年5分の割合」から「法定利率」に改定する。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>令和2年4月1日とし、所要の経過措置を設ける。</p>
3 条例改正に係る根拠法令	民法（明治29年法律第89号）
4 条例改正に伴う影響、効果等	入居手続時に連帯保証人を不要とすることにより、単身高齢者等住宅に困窮する者が保証人を確保できないために入居できない事態を防ぐとともに、入居後における修繕や家賃を滞納した場合の運用を見直すことで、市営住宅の適正な管理を行うことが可能となるもの。また、市営住宅の明渡し時の利息を法定利率とすることで、市中金利の変動に対応することが可能となるもの。

第6号議案	瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
担当課・係名	市民課 市民係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、総務省の印鑑登録証明事務処理要領が一部改正されたことを受け、条例中所需の事項を改正するもの</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>印鑑登録の資格について、成年被後見人は、登録できないこととしていた取扱を、意思能力の有無により判断することに改める。</p> <p>※ 成年被後見人が印鑑の登録を受ける場合は、成年被後見人本人が窓口に来庁し、かつ法定代理人が同行している場合に限って、登録申請が可能となる。</p> <p>※ 既に登録されている者が、後見開始の審判を受けたときは、従来どおり職権で当該印鑑登録を抹消した上でその旨を通知し、再度印鑑の登録を受けるための手続について案内する。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所需の事項を改正し、施行期日を公布の日とする。</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）</p>	
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>成年被後見人の人権を尊重し、成年被後見人であることを理由に不当に差別がされないよう権利の制限に係る措置の適正化を図るもの</p>	

第7号議案	瀬戸市障害者手当支給条例の廃止について
担当課・係名	社会福祉課 福祉係
1 条例廃止の理由	<p>昭和45年に始まった瀬戸市障害者手当支給制度について、制度開始から現在までの社会保障制度の変遷を考慮し、一定の役割を終えたと判断するとともに、障害者の今後の課題を見据えた具体的な施策の転換が必要であると判断し、条例を廃止するもの</p>
2 条例廃止の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>全ての受給者について、令和2年9月分までの手当を支給し、終了とする。</p> <p>※参考</p> <p>手当の額 月額2,500円又は2,000円</p> <p>手当の支給月 3月(10月から3月分)、9月(4月から9月分)</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>令和2年10月1日とし、所要の経過措置を設ける。</p>
3 条例廃止に係る根拠法令	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号</p>
4 条例廃止に伴う影響等	<p>(1) 受給対象者数(平成31年4月1日現在) 5,056人</p> <p>(2) 令和元年度予算額 134,644千円</p>

第 8 号議案	瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
担当課・係名	保育課 保育係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が一部改正されたこと等を受け、条例中所要の事項を改正するもの</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 保育料無償化のための子ども・子育て支援法の一部改正に伴い関係規定を整理する。</p> <p>イ 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）に義務付けられている連携施設（認定こども園、幼稚園又は保育所）の確保に関する要件を次のとおり緩和する。</p> <p>(7) 職員が病気の場合等の代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合は、一定の要件を満たすと市が認める小規模保育事業 A 型事業者等を確保することで連携施設を確保することに代えることができることとする。</p> <p>(イ) 卒園後の保育の提供を行う連携施設を確保することが著しく困難な場合、卒園後の受入先となる連携協力を行う者（利用定員が 20 名以上である企業主導型保育事業に係る施設等）を適切に確保したときは、連携施設の確保を不要とする。</p> <p>(ウ) 満 3 歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所（利用定員が 20 名以上のものに限る。）については、連携施設の確保を不要とする。</p> <p>ウ 連携施設の確保が著しく困難な場合について、連携施設の確保に関する規定の適用猶予期間を現行の 5 年から更に 5 年延長し、10 年とする。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日とする。</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）</p> <p>(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）</p>	

第 9 号議案	瀬戸市保育所条例の一部改正について
担当課・係名	保育課 保育係
1 条例改正の理由	現在休園中の保育所を廃園するに当たり、条例中所要の事項を改正するもの
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>現在休園中の今村保育園、品野東保育園及び品野南保育園の 3 園を廃園する。</p> <p>※ 今村保育園 平成 2 1 年 4 月 1 日から休園中</p> <p>※ 品野東保育園 平成 2 5 年 4 月 1 日から休園中</p> <p>※ 品野南保育園 平成 1 8 年 4 月 1 日から休園中</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>令和 2 年 4 月 1 日</p>
3 条例改正に係る根拠法令	<p>(1) 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 1 項</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 3 5 条第 3 項</p>
4 条例改正に伴う影響、効果等	3 園のうち今村保育園については、行政財産から普通財産に切り替え、地元の地域力・自治会の活動拠点として貸付けを行う予定。

第10号議案	財産の貸付けについて
担当課・係名	保育課 保育係
1 議案提出の理由	<p>アートチャイルドケア瀬戸南山保育園の保育事業を引き続き民間事業者が実施するに当たり、その土地を無償で、及びその建物の貸付料を減額して貸し付けるもの</p>
2 議案の概要	<p>(1) 無償貸付をする財産（土地）</p> <p>ア 所在地 瀬戸市南山町1丁目152番2 外5筆</p> <p>イ 合計面積 1,984.98㎡</p> <p>(2) 減額貸付をする財産（建物）</p> <p>ア 名称 アートチャイルドケア瀬戸南山保育園</p> <p>イ 所在地 瀬戸市南山町1丁目152番地の2</p> <p>ウ 構造 鉄筋コンクリート造2階建て</p> <p>エ 延べ床面積 999.6㎡</p> <p>オ 貸付料 月額180,000円</p> <p>(3) 相手方</p> <p>大阪府大東市泉町2丁目14番11号</p> <p>アートチャイルドケア株式会社</p> <p>(4) 貸付期間</p> <p>土地・建物 令和2年4月1日から令和7年3月31日</p>
3 議案提出に係る根拠法令	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号</p>
4 議案提出に伴う影響、効果等	<p>従来と同条件での貸付けを5年間延長することで、保育事業が継続される。</p>

第 1 1 号議案	財産の無償貸付について
担当課・係名	保育課 保育係
1 議案提出の理由	東保育園の保育事業を引き続き民間事業者が実施するに当たり、その土地及び建物を無償で貸し付けるもの
2 議案の概要	<p>(1) 土地</p> <p>ア 所在地 瀬戸市春雨町4番、22番4 外6筆</p> <p>イ 合計面積 4,403.29㎡</p> <p>(2) 建物</p> <p>ア 所在地 瀬戸市春雨町4番地</p> <p>イ 建物の構造 鉄筋コンクリート造2階建て</p> <p>ウ 延べ床面積 872.42㎡</p> <p>(3) 相手方</p> <p>名古屋市東区泉一丁目21番27号</p> <p>泉ファーストスクエア5F</p> <p>株式会社トットメイト</p> <p>(4) 貸付期間</p> <p>土地・建物 令和2年4月1日から令和5年3月31日</p>
3 議案提出に係る根拠法令	地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号
4 議案提出に伴う影響、効果等	従来と同条件での貸付けを3年間延長することで、保育事業が継続される。

第12号議案	瀬戸市中小企業振興基本条例の制定について
担当課・係名	産業政策課 企業支援係
1	<p>条例制定の理由</p> <p>中小企業の振興に関し、基本理念及び基本となる事項を定め、市の責務、中小企業者の努力等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進するため、条例を制定するもの</p>
2	<p>条例制定の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進する。</p> <p>(ア) 中小企業者の自主的な努力を基本とし、経営の改善及び向上が図られること。</p> <p>(イ) 中小企業者が、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。</p> <p>(ウ) 地域経済に携わる全ての者が相互に連携すること。</p> <p>イ 市の責務、中小企業者・小規模企業者の努力、関係機関等の役割、市民の理解・協力等について規定する。</p> <p>ウ 市が中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっての基本方針を規定する。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を規定し、施行期日を令和2年4月1日とする。</p>
3	<p>条例制定に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号</p>
4	<p>条例制定に伴う影響、効果等</p> <p>条例制定により、中小企業の振興を推進するための基本理念や施策の基本方針を明らかにし、地域全体で中小企業の振興に取り組んでいくための柱とするもの。</p>

第 1 3 号 議案	瀬戸市森林環境譲与税基金条例の制定について
担当課・係名	産業政策課 農林係
1	<p>条例制定の理由</p> <p>森林環境譲与税が創設されたことに伴い、森林整備等の事業を実効的に進めるため、瀬戸市森林環境譲与税基金を設置することとし、当該設置に当たり必要な事項を定めるため、条例を制定するもの</p>
2	<p>条例制定の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 基金として積み立てる額は、毎会計年度予算で定める。 ※ 原資は森林環境譲与税（平成 3 1 年度税制改正において創設）</p> <p>イ 基金は、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てる場合に限り処分することができる。 ※ 参考 法律に定められている森林環境譲与税の使途（抜粋）</p> <p>市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。</p> <p>森林の整備に関する施策</p> <p>森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策</p> <p>（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 3 4 条）</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を規定し、施行期日を令和 2 年 4 月 1 日とする。</p>
3	<p>条例制定に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 1 条</p>
4	<p>条例制定に伴う影響、効果等</p> <p>単年度での譲与額は少額の見込であることから複数年度分をまとめて事業に充てる必要がある場合や、事業の進捗により単年度の譲与額を全額執行できない場合等に対応するため、基金を設置することで、森林環境譲与税を、より効果的に森林整備やその促進のための事業に活用することが可能となるもの。</p>

第 1 4 号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について
担当課・係名	都市計画課 建築指導係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴い、条例中所要の事項を改正するもの</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 一戸建ての住宅及び共同住宅の外皮性能及び一次エネルギー消費量について、それぞれ簡易な計算方法が追加されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の欄に簡易な計算方法を追加する。</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定、建築物エネルギー消費性能基準適合認定及び低炭素建築物新築等計画認定に関する認定基準等の見直しがされ、共同住宅における一次エネルギー消費量の算出の際、共用部分を評価しない評価方法が新たに追加された。そのため、これらに係る認定申請手数料については、一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合のみ適用するよう変更する。</p> <p>ウ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定に当たり、基準を満たすときは、複数の建築物の連携の場合でも認定可能となったため、当該認定申請手数料の算定方法を追加する。</p> <p>※ 建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準） 外壁等の断熱性能（外皮性能）や空調等の建築設備に関する省エネ性能（一次エネルギー消費量）の基準。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日とし、所要の経過措置を設ける。</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年経済産業省、国土交通省令第 1 号）</p> <p>(3) 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物</p>

の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省、国土交通省、環境省告示第119号）

4 条例改正に伴う影響、効果等

法令の改正に伴い新たに追加された簡易な評価方法による認定申請等に係る手数料の規定の整理を行い、事務の適正化を図るもの。

第15号議案	名古屋都市計画品野中部地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
担当課・係名	都市計画課 計画係
1	<p>条例制定の理由</p> <p>名古屋都市計画品野中部地区計画（地区計画）の区域内における良好な居住環境の保護のため、建築物の用途の制限に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの</p>
2	<p>条例制定の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>地区計画の区域内で建築してはならない建築物は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</p> <p>イ ホテル又は旅館</p> <p>ウ 自動車教習所</p> <p>エ 畜舎（床面積15㎡以下のものを除く。）</p> <p>オ 工場（陶磁器、ガラス、木材加工品その他これらに類するものの製造を営むものを除く。）</p> <p>カ 危険物の貯蔵・処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>※例外規定あり。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を規定し、施行期日を名古屋都市計画品野中部地区計画に係る都市計画法第20条第1項の規定に基づく告示の日とする。</p>
3	<p>条例制定に係る根拠法令</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項</p>
4	<p>条例制定に伴う影響、効果等</p> <p>建築物の用途の制限を行うことで、既存の居住環境を保護しつつ、区域内に生活利便施設等を誘導することが可能となり、持続可能な都市づくりにつながるもの。</p>

第16号議案	瀬戸市駐車場条例の一部改正について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>市営駐車場利用者の利便性の向上及び公務等における駐車場料金の不徴収について規定するため、条例中所要の事項を改正するもの</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 回数駐車券 回数駐車券が使用できる駐車場に東横山駐車場を加える。</p> <p>イ 料金の不徴収 次に掲げる自動車を駐車させる場合は、料金を徴収しないこととする。</p> <p>(ア) 道路交通法に規定する緊急自動車</p> <p>(イ) 国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車</p> <p>(ウ) その他市長が不徴収とすることが適当であると認める自動車</p> <p>(2) 施行期日等 令和2年4月1日又は公布の日</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条及び第228条</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>市営駐車場利用者の利便性が向上するほか、料金の徴収が適さない自動車を明確にすることで、より適切な施設運営を図ることが可能となるもの。</p>

第 17 号議案	市道路線の認定について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1 議案の概要 市道路線について、以下の 2 路線を認定するもの (1) 城ヶ根 15 号線 (2) 城ヶ根 16 号線	

第 1 8 号 議案	瀬戸市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
担当課・係名	水道課 管理係
1 条例改正の理由	地方自治法等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 5 4 号）が施行されることに伴い、地方自治法の条項にずれが生じるため、条例中所要の事項を改正するもの
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>条例中で引用している地方自治法第 2 4 3 条の 2（職員の賠償責任）が同法第 2 4 3 条の 2 の 2 となることから、条例中の該当条文を改める。</p> <p>※条例の内容に変更は生じない。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>令和 2 年 4 月 1 日</p>
3 条例改正に係る根拠法令	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

2 予算関係

- 第19号議案 令和元年度瀬戸市一般会計補正予算（第8号）
- 第20号議案 令和元年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第21号議案 令和元年度瀬戸市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第22号議案 令和元年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正予算（第2号）
- 第23号議案 令和元年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 第24号議案 令和元年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第25号議案 令和2年度瀬戸市一般会計予算
- 第26号議案 令和2年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計予算
- 第27号議案 令和2年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計予算
- 第28号議案 令和2年度瀬戸市介護保険事業特別会計予算
- 第29号議案 令和2年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計予算
- 第30号議案 令和2年度瀬戸市水道事業会計予算
- 第31号議案 令和2年度瀬戸市下水道事業会計予算

3 報告関係

報告第1号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について、同条第2項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	事故の概要	損害賠償の額及び和解の内容
1	令和元年 11月25日	令和元年10月20日下品野小学校内道路において、相手方が運転する普通乗用自動車は道路と歩道とを仕切るポールに接触し、当該ポールが損傷した物損事故	相手方は、瀬戸市に対し、金85,800円を支払う。
2	令和元年 11月28日	令和元年10月25日余床町地内において、消防団の消防ポンプ自動車が県道を走行中、ガードレールに接触し、当該ガードレールが損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金99,000円を支払う。
3	令和元年 12月11日	令和元年10月25日瀬戸特別支援学校光陵校舎敷地内において、相手方が運転する小型乗用自動車はフェンスに接触し、当該フェンスが損傷した物損事故	相手方は、瀬戸市に対し、金82,500円を支払う。
4	令和元年 12月13日	令和元年9月24日瀬戸市立図書館駐車場において、相手方が駐車する際、フェンスに接触し、当該フェンスが損傷した物損事故	相手方は、瀬戸市に対し、金111,100円を支払う。
5	令和元年 12月18日	平成29年8月9日東山町1丁目地内において、国保年金課の原動機付自転車が市道を走行中、前方から走行してきた相手方小型貨物自動車と衝突し、市の車両が損傷した物損事故	相手方は、瀬戸市に対し、金17,000円を支払う。
6	令和2年 1月20日	平成29年8月9日東山町1丁目地内において、国保年金課の原動機付自転車が市道を走行中、前方から走行してきた相手方小型貨物自動車と衝突し、相手方の車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金55,326円を支払う。

7	令和2年 1月22日	令和元年11月20日山の田町地内において、相手方軽乗用自動車は前方から後進してきた車両を避けようと市道を後進したところ、ガードレールから飛び出していたねじに接触し、相手方軽乗用自動車が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金8,800円を支払う。
---	---------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------

報告第2号 専決処分の報告について

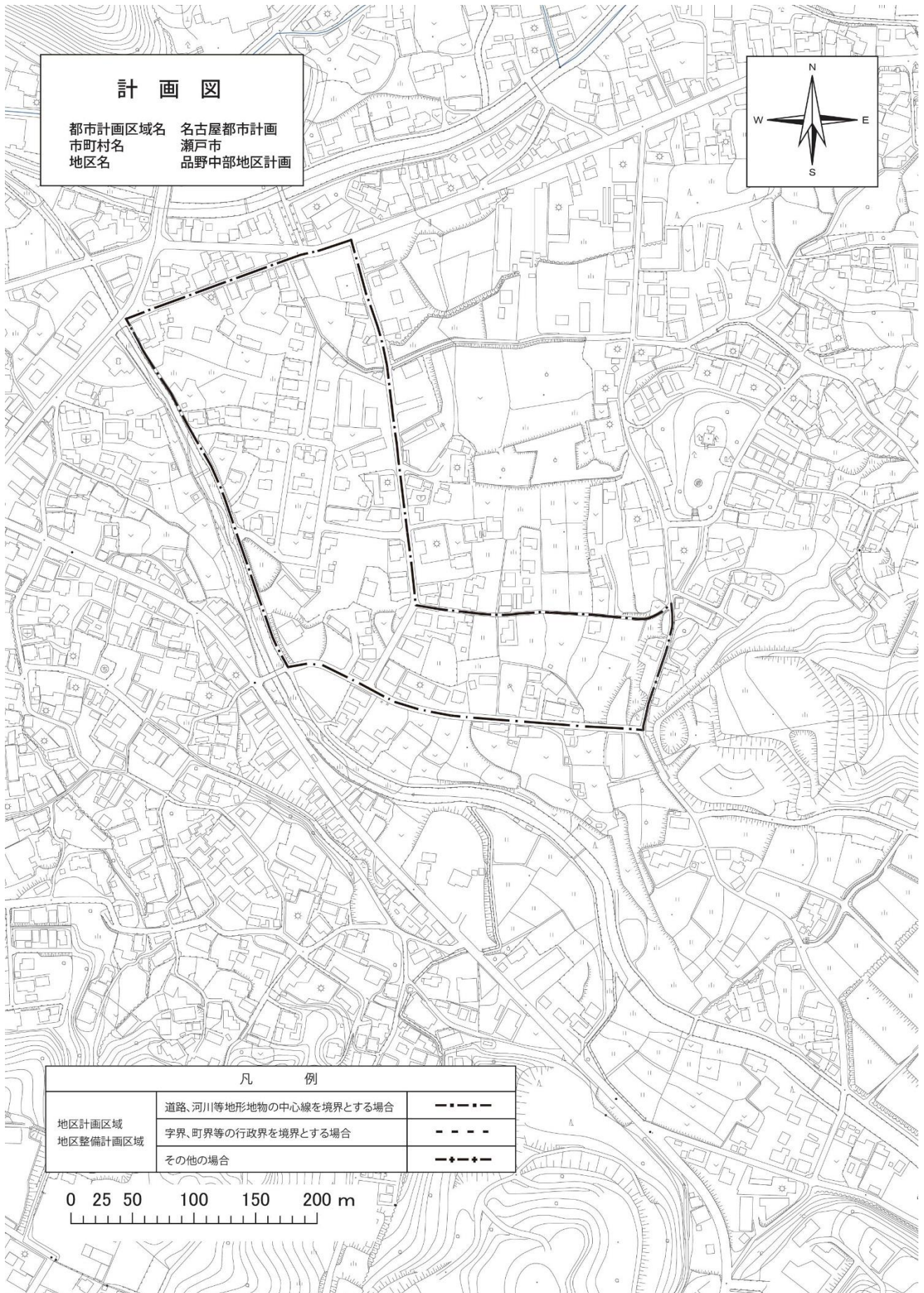
地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた工事請負契約の変更の専決処分について、同条第2項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	工事名	契約金額	
			変更前	変更後
1	令和元年 12月23日	(仮称)瀬戸市立小中一貫校建設(機械設備)工事	1,155,600,000円	1,159,397,200円
2	令和元年 12月23日	(仮称)瀬戸市立小中一貫校建設(電気設備)工事	554,339,160円	556,558,960円
3	令和元年 12月23日	東山小学校大規模改修(建築)工事	197,670,000円	201,611,300円
4	令和2年 1月24日	水野中学校大規模改修(建築)工事	217,800,000円	222,805,000円

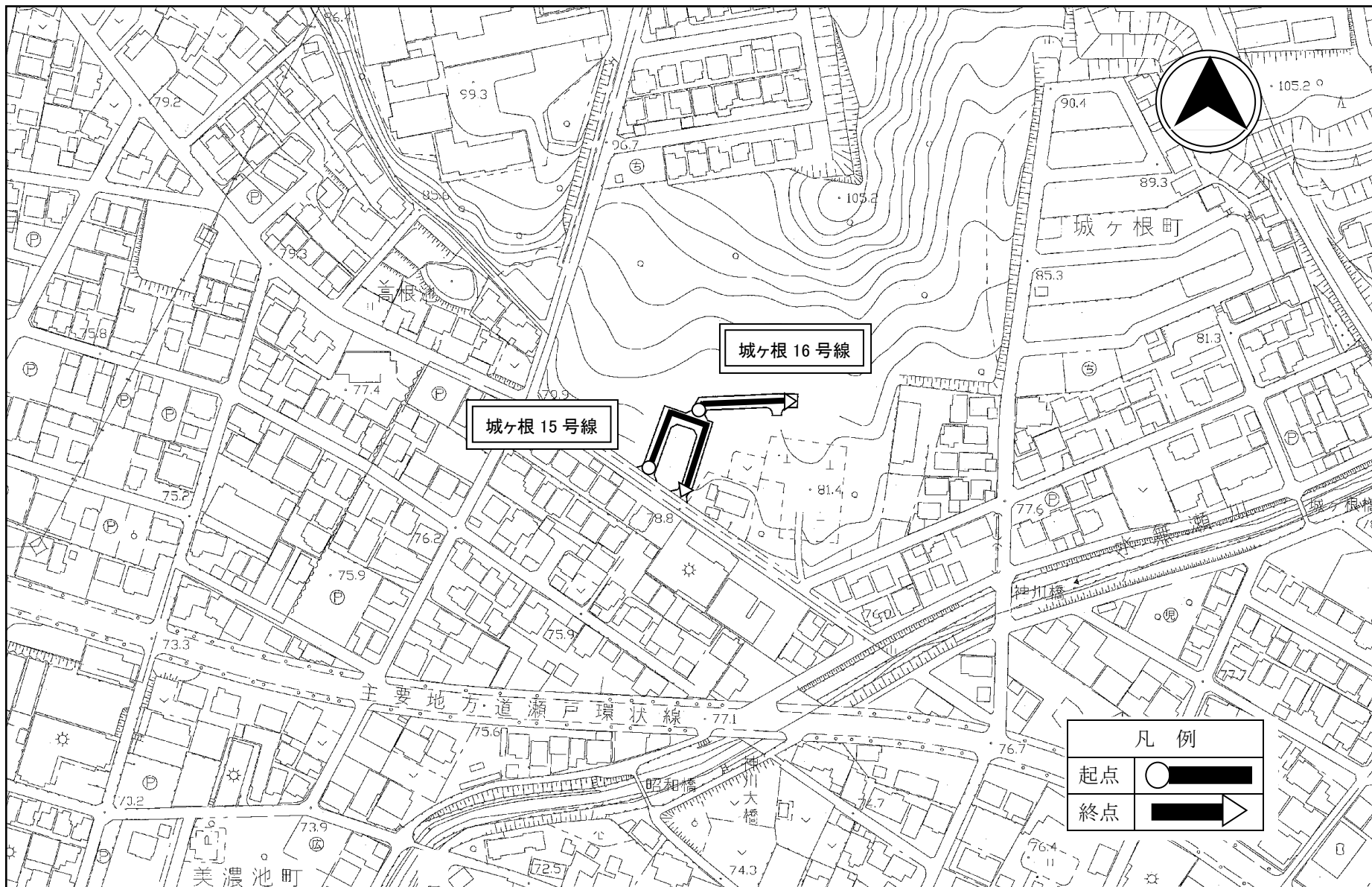
名古屋都市計画品野中部地区計画について

名 称	品野中部地区計画	
位 置	瀬戸市品野町 7 丁目の一部	
面 積	約 6.8ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、本市の北東に位置し、古くからの窯元が残り、岩屋堂公園等の自然と調和した地域資源に近接した場所となっている。また、東海環状自動車道のせと品野インターチェンジの 1 k m 圏内に位置し、今後の住環境の変化が想定される。</p> <p>このため、本計画では、やきものの歴史や伝統を守りつつ、周辺の自然環境との調和に配慮した住宅地の形成と保全を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>住居の環境を保護しつつ、地区の生活利便施設等を配置することのできる土地利用を図るとともに、やきもの関連施設による歴史や伝統、文化の維持・継承を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限を定める。</p>

「区域は、計画図表示のとおり」



認定路線図



1 予算概要

(単位:千円)

	当 初 A	3月補正 B	5月補正 C	6月補正 D	9月補正 E	9月補正 (追加) F	12月補正 G	12月補正 (追加) H	3月補正 I	I の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C+D+E+F+G+H+I	対前年同期比
										国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	41,740,000	250,445	▲ 90,169	168,658	261,474	104,669	543,093	14,580	▲ 292,017	▲ 160,655	▲ 301,300	① ▲ 679,439	② 849,377	42,700,733	105.6%
特 別 会 計	26,902,000			0	153,939	21,364	8,117		426,145	82,702	▲ 83,100	36,106	390,437	27,511,565	98.9%
国民健康保険事業	12,111,000						3,978		61,569			233	61,336	12,176,547	99.3%
下水道事業	2,897,000						2,957		▲ 179,449	902	▲ 83,100	▲ 16,864	▲ 80,387	2,720,508	73.5%
春雨墓苑事業	30,000						892		0					30,892	101.5%
介護保険事業	9,990,000			0	153,939	21,364	4,495		530,089	81,800		38,801	409,488	10,699,887	106.9%
後期高齢者医療	1,874,000						▲ 4,205		13,936			13,936		1,883,731	104.6%
企 業 会 計	3,528,545			8,147	23,100		10,711							3,570,503	89.3%
合 計	72,170,545	250,445	▲ 90,169	176,805	438,513	126,033	561,921	14,580	134,128	▲ 77,953	▲ 384,400	▲ 643,333	1,239,814	73,782,801	102.1%

①「その他」の説明	②「一般財源」の説明	
・使用料及び手数料	・市税	252,300
・財産収入	・地方譲与税等	▲ 110,998
・寄附金	・地方交付税	▲ 244,117
・繰入金	・財産収入	▲ 192,837
・諸収入	・寄附金	1,832
	・繰越金	1,091,547
	・諸収入	61,650
	・市債(臨時財政対策債)	▲ 10,000

2 一般会計

(1) 主な内容

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	クラウドファンディング活用事業支援基金積立金	20,000			10,000	10,000	民間事業者が行うクラウドファンディングによるまちづくり事業を支援するため、(一財)民間都市開発推進機構と瀬戸市の拠出金を基金に積み立てるもの。
	財政調整基金積立金	2,625			2,625		基金運用利息を積み立てるもの。 (令和元年度末の基金残高見込:3,611,868千円)
	公共施設等整備基金積立金	799,943			1,729	798,214	公共施設の更新等に備え、平成30年度決算剰余金の一部及び基金運用利息等を積み立てるもの。 (令和元年度末の基金残高見込:3,587,210千円)
	職員退職手当	32,395			4,002	28,393	対象者の人数増加に伴い増額するもの。

上記のほか、執行状況等による補正

- (2) 継続費の変更
小中一貫校整備事業
- (3) 繰越明許費の変更及び追加
道路橋りょう予防保全事業、文化センター施設整備事業、水野駅北口整備事業、品野曽野線整備事業、陣屋線整備事業
- (4) 地方債の変更及び追加
文化センター施設整備 外

3 特別会計

- (1) 国民健康保険事業特別会計
一般会計からの法定繰入の増額等に伴う基金積立の補正を行うもの。
- (2) 下水道事業特別会計
執行状況及び地方債の変更による補正を行うもの。
- (3) 春雨墓苑事業特別会計
執行状況による補正を行うもの。
- (4) 介護保険事業特別会計
執行状況による補正を行うもの。
- (5) 後期高齢者医療特別会計
執行状況による補正を行うもの。